

(1) 5.2GHz帯高出力データ通信システムに係る制度整備

○ 5.2GHz帯高出力データ通信システム^{*1}を定義（施行規則第6条第4項第11号）

^{*1} 一定の条件により5.2GHz帯を屋外でEIRP 1Wまで利用可能な無線LANアクセスポイント/中継器を用いた無線通信（既存の小電力データ通信システムの端末が、5.2GHz帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局と通信する概念も含む。）

○ 陸上移動局の通信相手は基地局又は陸上移動中継局とし、陸上移動局は免許不要局と規定（施行規則第6条第4項第11号）

○ 基地局及び陸上移動中継局を登録局の対象とし、その設備の規格を規定（施行規則第16条第4号、第5号、第17条第4号、第5号）

○ 登録局の開設区域を規定（施行規則第18条第1項第3号、新規告示^{*2}）

^{*2} 5,150MHzを超え5,250MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める告示案

○ 登録局の開設・運用に制限を課せられる場合を規定（施行規則新第42条の2）

○ 無線設備の技術基準を規定（設備規則第9条の4、第14条、第24条、第49条の20の2、別表第一～三号、新規告示^{*3}）

^{*3} 5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める告示案

○ 特定無線設備（技適制度）の対象と規定し、特性試験の項目等を規定（証明規則）

○ 登録局の導入に伴う無線局の目的の追加（周波数割当計画 周波数割当表第2表）

○ その他、規定の整備

(2) 小電力データ通信システムに係る制度整備

- 5.2GHz帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局と通信する場合は5.2GHz帯の屋外利用を可能とする（施行規則第6条第4項第4号(3)(5)、新規告示*¹、周波数割当計画 国内脚注）

* 1 総務大臣が別に告示する場所を定める告示案

- 上記に伴い、屋内利用限定の表示義務内容の見直し、及び既存機器への手当（平成19年総務省告示第48号（小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件））

- 5.2GHz帯高出力データ通信システムと5.6GHz帯小電力データ通信システムの組み合わせ利用時*²のEIRP等を見直し（設備規則第49条の20第5号）

* 2 IEEE802.11acによる160MHz幅での送信時

(3) その他

- 使用期限が到来した5GHz帯無線アクセスシステムの5030-5091MHzの周波数の削除等（施行規則第18条第1項第2号、設備規則第49条の21、周波数割当計画、他）
- その他、規定の整備